

規 則

エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する身分を示す証明書の様式を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十二号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する身分を示す証明書の様式を定める規則を廃止する規則

エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する身分を示す証明書の様式を定める規則（平成十五年埼玉県規則第六十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。